

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 26 年 4 月 17 日 (木) 号外第 58 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う家畜等の移入禁止 (312) (畜産課) . . . . . 2

# 告 示

## 鳥取県告示第312号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年鳥取県規則第77号）第3条第1項の規定に基づき移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等を次のとおり指定するので、同規則第6条第1項の規定により告示する。

平成26年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定する県外の区域

平成26年熊本県告示第403号の4（高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するための家きん等の移動の禁止または制限について）の3に規定する区域

2 指定する家畜等

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びそれらの死体並びに家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

3 指定に係る期間

平成26年4月17日から当分の間

4 指定する目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため